

第 98 回調達価格等算定委員会で示された
バイオマス発電に関する FIT/FIP での支援のあり方(案)に対する
意見書(メタン発酵バイオガス発電について)

メタン発酵バイオガス発電は、家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥等の有機性廃棄物等を単独または混合して原料として用い、微生物反応により電気や熱等のエネルギー、農業生産資材になるバイオ液肥や再生敷料等のマテリアルを生成することが特徴です。特に、農村地域に立地するメタン発酵施設は、地域の農林水産業、廃棄物処理、下水処理等の課題を解決するために、地域共生のもとで計画、運営されています。

メタン発酵バイオガス発電施設の稼働にあたっては、計画策定、地元合意、許認可手続き、建設工事などを経る必要があります。また、バイオ液肥利用の栽培試験を行う場合もあり、FIT 申請までに 4 年以上の時間を要することも稀ではありません。

バイオマス発電は、燃料・原料種、規模、コスト構造が多様にも関わらず、一括りにして議論されることが多く、例えば、バイオマス発電は燃料費が高いと指摘されていますが、メタン発酵バイオガス発電施設は、原料受入料を徴収している施設がほとんどであり、ごみ処理焼却施設と同様に、事業者が使用する原料の量及び質をコントロールしづらいという側面があります。

バイオマス発電が、FIT から FIP への移行、新規案件は FIP での申請が奨励されていること、前々から FIT/FIP 制度からの中長期的な自立化を目指すものとされていることは、電力全体の需給バランスを保つ上での期待が大きいことも含め、十分に承知しています。優先給電ルールの見直しに伴い、FIT では FIP に比べて出力制限が多くなることも明らかになってきました。FIP 制度の更なる促進策案として示されたアグリゲーターと FIP 事業者のマッチング・プラットフォーム、関係プレイヤーの理解醸成等を促進する勉強会には積極的に参加したいと考えています。現時点では、小規模なバイオマス発電施設の事業者がアグリゲーター等の売電先を見い出すまでには至っていません。また、メタン発酵バイオガス発電施設が多く立地する北海道道北地域・オホーツク地域など、送電網の容量が十分でなく円滑な系統連系ができない地域もある中、需要側との複雑な調整等も必要となる FIP への移行は、一定の体制が整うまでは対応が困難と考えられます。FIP は FIT に比べて事業・投資予見性が低く課題は多いですが、FIP で事業性を確保する可能性の検討を速やかに進めていきます。

他方、メタン発酵バイオガスプラントは、調整力の発揮が期待されています。原料が有機性廃棄物であり長い時間保管することが難しいこと、現在の設計思想ではバッファーとなるガスホルダの容量は 1～2 時間程となっていることから、調整電源として強く機能するためには、発電機及びガスホルダの容量の大幅な増強が必要です。施設容量の増強は、技術的には可能であるものの、設備費増による経済性・事業性の観点で対応が難しい状況です。蓄電池の低廉化等に期待しつつ、資材価格の高騰等も考慮した上で、FIP で収益を確保できる実現可能な打開策を探っていきます。

卒 FIT、非 FIT/FIP を見据えた中長期的な自立に向けては、コスト低減に向けた努

力や検討を行っているところです。資材費や人件費が高騰している中で、設備利用率の向上は第一優先で取り組んでおり、また、バイオガスの LP ガス代替ガス、液化バイオメタンや水素への改質、ギ酸及びメタノールの製造、バイオメタネーションによる生成ガスの都市ガス代替等様々な技術実証に注目し、横展開を図りたいと考えています。しかし、これら新技術の社会実装には、少なくとも 4～5 年の時間が必要な状況と認識しています。

上記を踏まえ、次のように意見を提出します。

意見

FIP 制度のみ認められるバイオマス発電の対象や規模の変更を含む FIT/FIP での支援のあり方を見直す場合の切り替え時期については、

- ① アグリゲーターの普及等、小規模事業者でも FIP に対応できる売電先確保に向けた調整期間の必要性
- ② FIP に対応するための施設計画、原料調達計画策定に向けた各種検討、地元調整、予算確保等にかかる期間の必要性
- ③ 長い時間をかけて案件形成を行っている途上の取組への配慮などから、

2026 年度ではなく、2027 年度以降に設定いただきたい。

メタン発酵バイオガス発電は、有機性廃棄物の適正処理を行う再生可能エネルギー導入拡大の一翼を担う社会インフラです。2030 年エネルギーミックスの目標値とされている 18 万 kW を目指し、更なる上積みをしてまいりたいと思いますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

以上